

旭川市立愛宕小学校

学校いじめ防止基本方針



令和4年4月
(同年5月改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも「いじめは人として決して許されない行為」であること、また、「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」という危機意識をもち教職員一丸となり取組を進めてきたところです。いじめが疑われる事案が起こった場合は、いじめられている疑いのある児童を徹底的に守り抜き、いじめが疑われる行為をしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導し、その防止と対処に努めてきました。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び本年度の目標（指標）

（1）本校いじめの実情

令和3年度の本校のいじめの認知件数は0件であった。しかしながら、アンケートの結果により、子どもが不安を抱えている実態もあるので、引き続き細やかな対応を続けていく必要がある。

（2）本年度の目標

- ① いじめアンケート調査における「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」の回答率を100%にする。
- ② 子どもたち同士の望ましい人間関係を醸成する学級経営を行う。
 - ア) 児童一人一人の居場所がある学年・学級経営の充実
 - イ) 「学校生活アンケート」「いじめアンケート」「アセス・ほっと」の効果的な活用
 - ウ) 道徳と「学校いじめ防止基本方針（児童版）」を関連させた指導
 - エ) 構成的グループエンカウンター等を用いた予防的指導の充実
- ③ 児童の主体的な取組を充実させる。
 - ア) 全校遊びや交流給食など異学年との交流
 - イ) あいさつ運動の実施
 - ウ) いじめ防止標語コンクールの実施
- ④ ケータイ・スマホ安全教室の実施により、情報モラルの育成を図る。
- ⑤ アウトメディアの取組の強化

2 児童が主体となった取組の推進

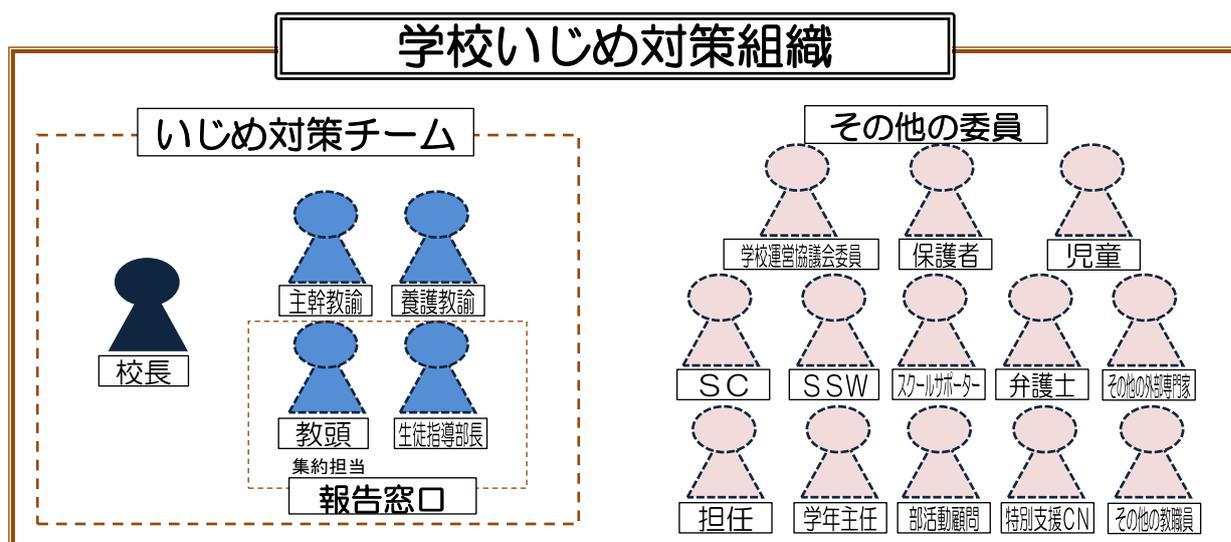
児童自らが、いじめの問題について考え、未然防止に主体的に取り組むことができるよう指導の充実を図る。

- （1）児童会が中心となり「あいさつ」運動に取り組み、児童同士、児童と教職員がコミュニケーションを取ることで、豊かな人間関係を構築し、いじめの未然防止を図る。
- （2）児童会が主体となって休み時間等に全校遊びなどの集会を行う。その内容は、児童が異学年の実態を考慮しながら楽しめるようなものを考えて企画運営する。その活動を通して豊かな人間関係を構築し、いじめ未然防止を図る。
- （3）児童会が中心となり「いじめ防止標語コンクール」を実施し、大賞を学校のスローガンとして全校児童に紹介し、友達同士がお互いに日頃より優しい気持ちで接することができるようにする。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

校内に「学校いじめ対策組織」（以下「対策組織」）を設置し、いじめの兆候や懸念、児童又は保護者や家庭からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部長、教務主任、学年主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの外部専門家等を加え、組織的にいじめの問題に対応する。



(2) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

オ) 学校いじめ対策組織会議の内容の記録・保管

③学校いじめ防止基本方針に基づく取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているか、点検の実施・見直し

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。
- ②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ②幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- ②教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷付けたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ①教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など，自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」，「自分は〇〇ができる」など，自らを積極的に評価できる感情

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

(1) いじめの早期発見

日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。また、児童及び保護者に保健室（養護教諭）やスクールカウンセラー等の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

(2) いじめの積極的な認知

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、些細な兆候であっても特定の教職員で抱え込むことなく速やかに学校全体で組織的に対応し、いじめを軽視することなく積極的に認知します。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ②いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」*P9参照の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ③児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察関係機関等と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ①いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ②いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- ①いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ②いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ①他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判

断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行う。

- ②事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- ③事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- ④チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- ①学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ①いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- ②いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

- ①いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。
- ②いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

8 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態とは

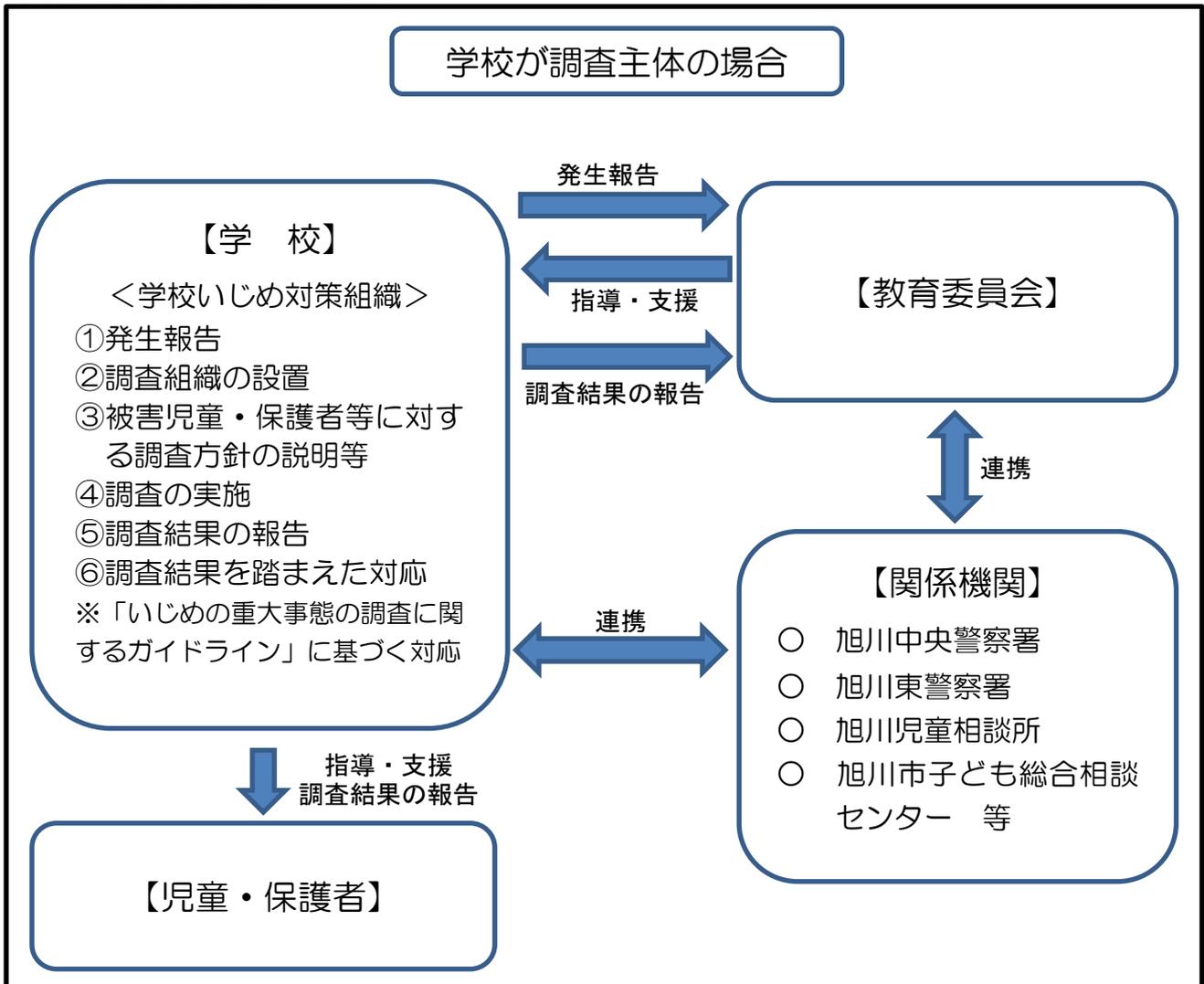
- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

* 重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」, 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

(2) 学校における重大事態の対処

- ① 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- ② 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③ 調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

(3) 重大事態対応フロー図



9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに，年度始めの保護者懇談会等における説明により，家庭や地域に対して，いじめの問題の重要性について認識を広めます。また，学校だよりや学校ホームページ等を通じて，いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し，家庭や地域，スクールカウンセラー等外部専門家の活用，警察や民間の相談機関等と共通理解を図り，緊密に連携します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

- (1) 情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行います。
- (2) 学校ネットパトロールを実施し，早期発見に努めます。
- (3) 不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じ，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求めます。

11 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月
教職員	○いじめ発見・見守りチェックシートによる点検(毎月)	○校内研修(1) ・児童理解研修①	○校内研修(2) ・教育相談の在り方
	○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等)		
	○学校ネットパトロール(毎月実施)		
	○市教委いじめに関する実態調査・報告(毎月)		
	○子ども理解支援ツール「ほっと」、学校適応感尺度「アセス」		○教育相談①
児童生徒	○学校いじめ防止基本方針の説明	○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間)	○いじめアンケート調査①
	○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律, 学習習慣 ・基本的な生活習慣 等	○あたごクリーン作戦	○いじめ・非行防止強化月間①
	○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター 等	○ペア割り班活動の実施(月1回) ・異学年交流(構成的グループエン)	
家庭・地域	○保護者懇談会 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発等	○PTA春の環境整備 ・花壇づくり	○東部地区生徒指導協議会 ・児童の指導情報の交流
	○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開		
	○家庭訪問		
	○チェックリストの活用(通年)		
	○いじめに関わる情報収集(通年)		

	7月	8月	9月
教職員			
	○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○校内研修(3) ・児童理解研修②	
	○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等)	○校下小中学校との連携 ・小中連携会議等①	○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等)
	○中間学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組にいての点検		
	○子ども理解支援ツール「ほっと」, 学校適応感尺度「アセス」		○道教委いじめ問題への取組状況の調査②
児童生徒	○各種調査の実施	○ボランティア活動の実施	○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・特別の教科道徳の時間)
		○異学年交流 ・交流給食等	
家庭・地域	○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等	○「旭川市生徒指導研究協議会」の情報公開	○地域との連携及び交流 ・地域公開参観日等
	○コミュニティースクール ・学校いじめ防止基本方針等の説明		
	○愛宕地区児童生徒健全育成推進協議会① ・愛宕地区児童生徒の情報交流		

	10月	11月	12月
教職員			
		○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	
			○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組にいての点検
		○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○教育相談②(児童) ○教育相談①(保護者)	○子ども理解支援ツール「ほっと」、学校適応感尺度「アセス」
児童生徒	○いじめ・非行防止強化月間②	○いじめアンケート調査② ○教育相談(児童)②	
	○あたごクリーン作戦		
家庭・地域	○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公開	○東部地区生徒指導協会議 ・中学校生徒指導部との交流 ○保護者との教育相談①	○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日等 ○愛宕地区児童生徒健全育成推進協議会② ・愛宕地区児童生徒の情報交流

	1月	2月	3月
教職員			<p>○学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成
		<p>○校内研修(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上で行われるいじめ 	
	<p>○校下小中学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中連携会議等② 		<p>○校下中学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進学に伴う情報交換 等
			<p>○子ども理解支援ツール「ほっと」、学校適応感尺度「アセス」</p>
児童生徒	<p>○生徒会・児童会を通じたの小中連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトメディアの取組等 	<p>○スマホ・携帯安全教室の実施</p> <p>○いじめアンケート調査③</p>	
家庭・地域	<p>○東部地区生徒指導協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の指導情報の交流 	<p>○スマホ・携帯安全教室への保護者の参加呼びかけ</p> <p>○学校関係者評価の実施</p> <p>○コミュニティースクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議 	<p>○3学期の取組の状況等についての公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・参観日 等

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……………〔 〕
- 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- 交友関係が変わった。……………〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- 体に擦り傷やあざができてることがある。……………〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

授業や給食の様子

児童氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。……………〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

清掃や放課後の様子

児童氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- 一人で下校することが多い。……………〔 〕
- 一人で少年団の準備や後片付けをしている。……………〔 〕
- 少年団活動を休み始め、急に辞めたいなどと言い出す。……………〔 〕
- 少年団の話題を避ける。……………〔 〕

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<住所>
〒070-0040 旭川市10条通11丁目
<電話番号>
代表 0166-26-5500
子どもホットライン 0120-528-506 (こんにちはコール)
<受付時間>
月・木 8:45~20:00 火・水・金 8:45~17:15

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<住所>
〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号(旭川合同庁舎)
<電話番号>
0120-007-110(ゼロゼロなのひゃくとおばん)
<受付時間>
月~金 8:30~17:15

◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<住所>
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階
<電話番号>
0120-388-256
<e-mail>
sodan-center@hokkaido-c.ed.jp
<受付時間>
毎日24時間

◆少年相談110番(北海道警察本部)

<住所>
〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
<電話番号>
0120-677-110
<受付時間>
月~金 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<住所>
〒078-8231 北海道旭川市豊岡1条1丁目3-24
<電話番号>
0166-31-5511
<受付時間>
月~金 9:00~17:00

◆法テラス旭川

<住所>
〒070-0033 北海道旭川市3条通9丁目1704-1 TKフロンティアビル 6F
<電話番号>
050-3383-5566
<受付時間>
月~金 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立愛宕小学校

TEL 33-585

整理番号 No 1 報告書と一致させる
 作成日 2022年5月23日 (月) 記入者 ◇◇ ◇◇
 担任名 〇〇 〇〇 児童名 △△ △△
 指導方針

指導内容及び役割分担等

内 容	対 応 者	対 処 内 容	目 処
被害児童の ケア	担任	面談を実施	週2回
	養護教諭	カウンセラーと連携	3回程度
被害児童の 保護者対応	学年主任	支援計画の説明	速やかに
	担任	加害児童や周囲の児童の状況報告	最低でも週1回 程度。こまめに
加害児童の 指導・支援	生徒指導部	いじめの非に気付かせる指導	1週間
	少年団顧問	面談実施 活動の休団等の措置	1ヶ月
加害児童の 保護者対応	学年主任	指導計画の説明	速やかに
	担任	被害児童や周囲の児童の状況報告	最低でも週1回 程度。こまめに
周囲への 指導・支援	学年主任	学年集会の実施	速やかに
	担任	個別面談の実施	毎日5名ずつ
	生徒指導部	全校への呼びかけ	速やかに
外部連携	教頭	教育委員会へ報告（報告書メールにて）	速やかに
	養護教諭	スクールカウンセラーと連絡	速やかに

○次回の対策会議の目処

状況が悪化した場合

認知より3か月経過した日（本人と保護者に状況を聞き取り、対策委員会を開催）

いじめ対処プラン

整理番号 No _____
 作成日 _____年__月__日(月) 記入者 _____
 担任名 _____ 児童名 _____
 指導方針 _____

指導内容及び役割分担等

内 容	対 応 者	対 処 内 容	目 処
被害児童の ケア			
被害児童の 保護者対応			
加害児童の 指導・支援			
加害児童の 保護者対応			
周囲への 指導・支援			
外部連携			

次回の対策会議の目処